

令和2年2月

お客様各位

預金規定等の改正のお知らせ

当金庫では、令和2年4月から普通預金規定（無利息型普通預金規定含む）・にしん総合口座取引規定・にしおしんきんインターネット支店取引規定を改定いたします。

この改正により3年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等取引の一部を制限させていただくことがございます。

なお、改定後の預金規定等は、すでにお取引をいただいているお客さまにも適用いたします。

記

1. 変更する規定

- ・普通預金規定（無利息型普通預金含む）
- ・にしん総合口座取引規定
- ・にしおしんきんインターネット支店取引規定

2. 主な改正内容

- ・取引制限条項に「3年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等各規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。」ことの追加

3. 改正日

令和2年4月1日

4. 改定後の規定は、別紙をご覧ください。

- ・普通預金規定（無利息型普通預金含む）
- ・にしん総合口座取引規定
- ・にしおしんきんインターネット支店取引規定

以上